

福祉・介護職員等特定処遇改善加算について

福祉・介護職員等特定処遇改善加算とは

令和元年10月より障害福祉サービス事業者を対象とした新たな処遇改善の制度として創設されました。特定非営利活動法人あした場ではこの制度に基づく加算の算定にあたり以下の取り組みを行っております。

1. 福祉・介護等職員特定処遇改善加算の取得状況

- 福祉・介護職員処遇改善加算 I
- 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 I

2. 職場環境等要件について	
I 資質の向上について	
項目	特定非営利活動法人あした場での取り組み
働きながら資格取得を目指す者に対する受講支援	・保育士の資格取得に対し初回受験用テキスト及び問題集を支給・合格時の受験料を助成・合格者に対して報奨金を支給を行っている
研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動	・より専門性の高い技術を習得するための研修費全額補助及び研修受講時の勤務体制フォローしている ・キャリアプラン形成のため管理職職員による年1回の面談を実施している
II 労働環境・処遇の改善について	
項目	特定非営利活動法人あした場での取り組み
ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善	・訓練前に打ち合わせ・訓練後に振り返りのミーティングを随時行い、業務内容や支援内容の改善を図っている。
	・毎月1回以上、職員全員によるケースカンファレンスなどのミーティングを行っている
事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化	・各種事故対応マニュアル等を整備し、対応方法及び責任の所在を明確にしている
II その他	
項目	特定非営利活動法人あした場での取り組み
職員の増員による業務負担の軽減	・国の配置基準以上の職員配置を行っている
	・職員の通年採用を行っている

